

平成26年第4回太子町議会定例会（第451回町議会）会議録（第4日）

平成26年9月22日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第38号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 3 議案第39号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 4 議案第40号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第41号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 認定第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成25年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 7 認定第2号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第3号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第4号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第5号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 認定第6号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第7号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 13 委員会の閉会中の継続審査について
- 14 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第38号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 3 議案第39号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 4 議案第40号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第41号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 6 認定第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について
(平成25年度一般会計決算委員会委員長報告)
- 7 認定第2号 平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第3号 平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第4号 平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 10 認定第5号 平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(以上4件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 11 認定第6号 平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第7号 平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について
(以上2件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 13 委員会の閉会中の継続審査について
- 14 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1 番	中 薮 清 志	2 番	堀 卓 史
3 番	藤 澤 元之介	4 番	首 藤 佳 隆
5 番	福 井 輝 昭	6 番	森 田 眞 一
7 番	平 田 孝 義	8 番	吉 田 日出夫
9 番	井 川 芳 昭	10 番	清 原 良 典
11 番	中 島 貞 次	12 番	服 部 千 秋
13 番	井 村 淳 子	14 番	佐 野 芳 彦
15 番	中 井 政 喜	16 番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	北 陽一郎
書 記	八 木 智 晴		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	宗 野 祐 幸	財 政 課 長	森 川 勝

(開議 午前9時58分)

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

平成26年第4回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第4回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第1 諸般の報告

○議長（橋本恭子） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、広域連合議会議員から広域連合議会の報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、認定第1号について誤植がありましたので、その正誤表をお手元に配っておきましたから御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 議案第38号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第3 議案第39号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第4 議案第40号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第41号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（橋本恭子） 日程第2、議案第38号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第5、議案第41号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に関する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。

それでは、報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第38号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年9月8日月曜日午前10時から午後4時10分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

質疑応答により、次のことを確認した。

①第3条（最低基準の目的等）に規定する

「適切な訓練を受けた職員」とは、家庭的保育事業等に従事する職員は、保育士、幼稚園教諭の資格の有無にかかわらず、今後開催が予定されている資質向上を目的とした県単位での研修等を必ず受講しなければならないとのこと。

②現在の「子ども・子育て会議」の委員任期は、最初であるため平成27年3月末までとなっているが、それ以降も会議そのものは継続されとのこと。

③第5条（家庭的保育事業者等の一般原則）の「定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し」とは、町が評価者を指定するのではなく、事業者が民間の評価業者へ依頼し、その結果をわかりやすく保護者へ公表するとのこと。

④現在、特定地域型保育事業の開設見込みについては、担当課としては1件も聞いていないとのこと。また、太子病院の院内保育についても、今のところ認可を受けたいという希望は聞いていないとのこと。

⑤家庭的保育事業等の中の小規模保育事業A、B、C型の違いについては、現在保育所にはさまざまな事業形態があり、4月以降の新制度にスムーズに移行できるように、A型については、現在の保育所の分園に近いような保育所。C型については、家庭的保育に近いような保育所。そのちょうど中間がB型というふうに考えてもらえればとのこと。

⑥第18条第5号「保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額」の考え方は、保育料は国の基準額が上限となり、個々の事業所で保育料が異なると運営補助額も異なるため、町が保育料を定める必要がある。また、募集時に教材費やスクールバス等保育料以外の支払いについて、その理由や金額等を保護者へ明示するとのこと。

⑦この条例は、現在無認可の保育所等を認可に持っていく形のものであり、既存の保育所も認可を受けようとするれば、この基準に合わせて整えてもらい、認可申請してもらうということである。また、新たな事業参加者を

拒んでいるわけではなく、この条例に基づいて認可申請することになるとのこと。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第39号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年9月8日月曜日午前10時から午後4時10分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。

質疑応答により、次のことを確認した。

① 特別利用保育とは、保育を必要としない、幼稚園を利用すべき1号認定の子供が保育所を利用することのこと。

② 幼稚園、保育所等の施設を利用する場合とは、保護者は町へ施設利用に係る支給認定の申請を行い、保護者の実態に応じて、1号認定から3号認定までの区分と保育必要時間が明記された、町が発行する支給認定証を施設へ提示することのこと。

③ 町が発行する支給認定証の手続とは、社会福祉課、管理課が担当窓口となり、現在町内認可幼稚園、保育所に通われている場合は来年度の申請手続と同時に行う方向で、町外の保育所に通われている場合は町からの個別通知で、新規入園、入所希望の場合は町広報等でお知らせしたいと考えているとのこと。

④ 福祉文教常任委員会の提言事項でもある子ども子育て担当課の統一については、新庁舎建設の過程で行う組織再編で調整したいと考えているとのこと。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第40号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年9月8日月曜日午前10時から午後4時10分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。

質疑応答により、次のことを確認した。

① 今回の条例改正による該当人数は45名で、退職報償金の支給は12月であるとのこと。

② 消防庁からの通達で「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」が改正されたので、これに基づいて太子町の条例も改正し、退職報償金の最低金額を20万円にするため、おおむね5万円引き上げられるとのこと。

③ 各自治会の消防分団では10分団ほどが定数割れをしている。また、条例で定められている太子町全体の消防団員の定数は457名で、25年度末において団員数は425名であるとのこと。

④ 現在、女性団員は立岡の1名だけであるが、女性を増やす手だてとして、ある程度の女性団員がいないと入りにくい状況にあるので、核をつくっていくために、まず役場の中で女性職員に募集をかけ、入団につなげた。また、女性団員は各種イベントやキャンペーン等に参加してもらい、消防団員の活動をアピールしてもらうとのこと。

(2) 審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、議案第41号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年9月8日月曜日午前10時から午後4時10分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。

質疑応答により、次のことを確認した。

①今回の主な条例改正点は、対象学年の「3年生」から「6年生」への引き上げ、1教室当たりの定員の「30人以内」から「おおむね50人以内」への拡充であるとのこと。

②この条例により、児童1名につきおおむね1.65平方メートル以上の面積が必要と規定され、25年3月末時点で、太田学童2.48平方メートル、斑鳩学童3.70平方メートル、石海学童7.83平方メートル、龍田学童はまだ十分余裕がある状態であるとのこと。また、最も児童の多い太田学童において、6年生までの児童の募集を行い、応募があれば受け入れるが、定員を超えるようであれば、自治会長等に協力を求め、地域の公民館を借用するという考えもあるとのこと。

③現在の学童保育料8,000円を変更する予定はないが、今後民間参入が増えてきて、いろいろ料金設定が出てくれば、そのときに協議するとのこと。

④現行の太子町学童保育園事業実施条例については、今回の条例の議決後の26年12月あるいは27年3月に一部改正を予定しているとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上、御審議のほうお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 以上で福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第38号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 先ほど委員長より審議の結果を聞きました。この条例制定については、将来に向けて国が財政面から削減を狙うものであります。ただ1点、子供たちにとって危険に対する決め事が国としては余りにも雑であり、もう少し具体的な時間を置いて審議を行い、さらにそういった審議の中から地方におろしてくれればいいということであり、私は、子供たちにとっては本当に危険さわるこの法案であって、これに対して私は反対をいたします。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(橋本恭子) 挙手多数です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第39号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。これから議案第39号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第40号太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

○井川芳昭議員 この議案第40号について、以前から私どもも消防団やってまいりまし

た。15年ほどやって退職したわけですが、太子町の消防団、操法大会やら消火栓の点検、また地域の見回り等々、私もやってきて非常に分団といろいろ話をしたときに、本当にお疲れやなという言葉をかけ合っております。退職金の増減については、どの額がいいんやとか悪いんやとかという形で、もともと有志の集まりのそこから始まったことですから、こういったおおむね約5万円という退職金の引き上げというのは非常によかったですというふうに思いますので、これを賛成討論といたします。

○議長(橋本恭子) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(橋本恭子) 挙手多数です。したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第41号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（橋本恭子） 討論なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（橋本恭子） 挙手全員です。したがって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 認定第1号 平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（橋本恭子） 日程第6、認定第1号平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案については、平成25年度一般会計決算委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成25年度一般会計決算委員会委員長井村淳子議員。

○井村淳子議員 失礼します。平成25年度一般会計決算委員会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、認定第1号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年9月11日木曜日午前10時から午後4時32分、平成26年9月12日金曜日午前10時から午後5時15分、平成26年9月16日火曜日午前10時から午後5時13分、平成26年9月17日水曜日午前10時から午前11時21分。

3、審査経過及び結果。

1) 審査経過については、別紙のとおり。

2) 審査結果は、賛成多数で認定すべきものと決した。賛成は、森田委員、福井委員、藤澤委員、堀委員。反対は、井川委員、平田委員。

3) 会議録は、後日希望者に配付する。

平成25年度一般会計決算委員会審査報告書。

1、審査に当たって。

(1) 付託案件の「平成25年度兵庫県太子町一般会計歳入歳出決算の認定について」の審査に当たっては、審査上必要な資料を事前に確認し、資料の提出を求め、慎重に審査した。

(2) 補助説明員に課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求めた。

(3) 審査の前に各課長から決算年度における効果と反省点並びに今後の課題と取り組み等について補足説明を求め、その説明を含めて審査した。

(4) 平成25年度一般会計決算委員会の中で審査した意見、指摘等については真摯に受けとめ、今後の行財政の運営にできる限り反映すること。

2、審査経過。

審査の詳しい経過等は、委員会会議録による。

行財政運営の基本姿勢として、自治体の行財政は「入るをはかり、出るを制する」を基本に、最少の経費で最大の効果を上げ、健全財政の確立と住民福祉の向上に努めなければならない。全職員が入るをはかって出るを制する立場を理解し、あわせて財務規則第5条の「予算の執行及びその他財務に関する事務を処理する職員は、法令、条例、契約及びこの規則に準拠し、かつ予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、歳入の確保及び歳出を適正に執行する責を負わなければならない」の遵守を徹底されたい。

本会議及び委員会の質疑を通じて、次のことを審査意見とする。

3、審査意見。

歳入について。

1、収納率の向上を図るため、納税者の実態を把握し、収入未済と不納欠損の抑制に努めること。2、国、県補助金の確保と自主財源となる広告収入等、歳入の創出に努めること。3、町有財産の有効活用を図ること。4、ふるさと応援寄付金の広報に努めること。5、たばこは町内で購入するようPRに努めること。

歳出について。

(1)各款共通事項について。

1、負担金、補助金、交付金、委託料の目的、効果等を精査し、効果が期待できないものは整理すること。2、国、県の補助がなくても、緊急性、必要性の高いものについては町単独事業として実施すること。3、各種随意契約は特定の業者に集中することなく、透明性、競争性を確保し、経費節減に努めること。4、法改正に迅速に対応した電算システムの導入と設備の更新も含めたトータルコストの削減に努めること。5、事務の効率化と省エネ化を推進し、光熱水費を抑制すること。

(2)各款の決算について。

①総務費。1、職員としての服務規程の遵守と研修の充実を図り、住民の立場に立った職員の育成に努めること。2、町民の負託に応えられる事業推進を図るため、適正な職員配置を検討すること。3、男女共同参画プランについて、国が示す目標に近づけるよう努力すること。4、庁用バスの導入においては、購入やレンタル等の経費比較を行うこと。5、ひょうご防災ネットの加入率を高め、住民の防災意識の高揚に努めること。6、自転車事故が多発していることから、自転車保険への加入促進等普及啓発に努めること。7、「広報たいし」は、フルカラーも含めた読みやすい紙面づくりに努めること。

②民生費。1、健康増進のためにも、老人クラブの活性化に向け、補助額の増額を検討すること。2、つくも荘の安全性に留意しながら今後の運営方法を検討すること。3、障

害児療育訓練においては、町内で受けられるように理学療法士の確保に努めること。4、やすらぎタクシー運賃助成事業においては、高齢者に対する対象者の拡充を検討すること。

③衛生費。1、各種検診の受診率を高め、早期発見、早期治療に努めること。2、妊婦健診について、14回受診も徹底しながら、助成券の金額が実態にそぐわないため、検討すること。3、揖龍保健衛生施設事務組合について、負担経費等の節減に努めること。

④労働費。特にありません。

⑤農林水産業費。1、有害鳥獣の駆除対策に努めること。2、一般家庭等における蜂駆除の助成について再度検討すること。3、「太子みそ」の販路拡大に努めること。4、町里山林整備事業の充実を図り、里山の整備に努めること。

⑥商工費。1、商工業及び観光の発展と活性化に向け、商工会並びに観光協会との連携強化に努めること。2、高齢者やインターネット関連等の詐欺被害が増えているため、消費者相談日の増や啓発に努めること。

⑦土木費。1、「安心して暮らせるまちづくり」を進める中で、浸水被害を防ぐため、雨水排水対策に部課を超えて取り組むこと。2、廃止も含めた公園整備のあり方について検討すること。3、町道の適正な維持管理と安全対策に努めること。

⑧消防費。1、全自治会への消防団設置と消防団員の確保に努めること。2、安全・安心なまちづくりのために、防災マップ等の見直しや防災資機材等の点検に努めること。

⑨教育費。1、学校教材用備品は、年度計画を立てて、各学校の児童・生徒数に応じた数量を整備して充実を図ること。2、小・中学校の学校図書館の整備が図られるように努め、図書の充足率を高めること。3、中学校の卒業記念品については、子供たちの節目のものであり、再度検討すること。

以上、報告を終わります。よろしくお願いいたします。



○議長（橋本恭子） 以上で平成25年度一般会計決算委員会委員長井村淳子議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 25年度の一般会計歳入歳出決算認定について反対討論をさせていただきます。

歳入総額98億497万184円、歳出総額94億8,342万7,934円、歳入歳出差し引き額3億2,154万2,250円、24年度から比較し、歳入額4億3,023万7,888円の減少であります。歳出総額は4億3,436万354円と減額し、歳入歳出差し引き額は412万2,466円となっており、国や県が進める政策、社会保障と税の一体改革の名のもと消費が伸びず、さらなる景気の低迷、安倍政権が掲げたアベノミクスなる経済対策により物価高騰、庶民、一般消費者にとっては何らよいことなしの25年度であった。所得の少ない住民にとって、税の負担を強いられてきており、税に対し、支払いたくても払えない人たちが増加傾向にあります。

当局は財政の厳しい中、無駄を省き、削減を図ったと説明があったが、本当にそうなのか。新庁舎建設、土地代含め、周辺道路の拡大整備工事など、25年度示された本体工事実施計画による予算を概算すると、40億円を超える買い物になる。このような予算のため、どうしても必要とする予算を削減しなくてはならない。

本年決算委員会において多くの審査意見が出され、委託料、補助金、交付金、負担金などについて成果を期待し、要望、提案がなされているが、そこで各種随意契約は特命により特定業者に集中することなく、透明性、競

争性を確保し、経費節減とすることが本当の意味で大切ではないのかと言います。

当局は財政再建、健全化に努めますと言っている限り、財政審議が済んでしまったからよいのじゃなく、これから独自に取り組むべき経済的安定基盤となる町の活性化対策を見出していただきたい。それに、常に要望提案の雨水対策幹線事業など、さらには公共施設など、維持管理において一層財政運営が厳しくなっていくのは必至である。よって、安全・安心のまちを語るなら、毎年の決算委員会審査報告意見を尊重し、予算執行に努めることを願い、このたびも反対といたします。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

清原良典議員。

○清原良典議員 特別委員会の皆さんには、平成25年度決算審議を慎重に御審議をいただいて御苦労さまでございました。委員会のお出された結論に同意をいたします。

なお、賛成と言えど、提出された数値以外にもっと大事なことがあります。1年を通しての職員の倫理並びに行動についてです。

まず、職員の喫煙について。兵庫県においては、健康増進法に基づいて兵庫県受動喫煙防止対策指針なるものが制定をされております。これに基づき、多くの自治体では公共施設では禁煙とされているところが多くあり、いまだに制限を設けていない自治体もあります。また、分煙を実施されているところも当然あります。

太子町とは言えば、敷地内分煙を実施しているが、喫煙時間に対しての決め事は、勤務時間中は午前、午後の各1回までとし、手短に済ませることとなっているはずであり、平成15年5月1日から健康増進法の施行にあわせ、受動喫煙防止のために分煙も行い、施行日以降4回以上、職員に通知を行っているはずですが、しかし、実態はどうでしょう。午前2回以上、午後2回以上喫煙を行っている職員が多くいるのが実態です。町民からの苦情も耳にしております。この職員たちは決め事

を守らずに、全く首をかしげたくになります。

もう一点、昨今兵庫県議会で物議を醸している政務活動費の実態が明らかになり、お隣の市長も調査対象になり、その中で発言されたのは、法律にのっとり公正に行い、法令を遵守していると言われました。

このたびの決算審査報告書の意見にも書かれているように、服務規程の遵守と研修の充実を図り、住民の立場に立った職員の育成に努めることと書かれております。当局のあなた方はコンプライアンスをどのように認識をされておりますか。

ある調査機関から私の手元に報告書が届いております。あなた方当局の面々と特定の業者との飲食について詳しく記載されております。日付も、氏名も、業者名も、店名も記載されております。複数のときもあれば、個人のときもあります。職員を指導すべき立場の者がこのようなことでどうされますか。職員の不祥事が何件も起こっておりますが、指導する資格はないと思います。指導する資格もなければ、あなた方に他人を批判する資格ありません。よく判断をされることです。

いろいろと申し上げましたが、よく自分の胸に手を当てて考慮されることを申し伝え、賛成討論としますが、最後に、お酒を飲むのも食事をするのも自分の金でしなさいと申し上げたい。

以上。

**○議長（橋本恭子）** 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

**○井川芳昭議員** これについても、先ほど来も総務部長のほうから、これ私委員会で指摘したことです。決算書のパート教諭の人数の違い、これも当局はわかってやったことやないです。私どもが委員会の中で、一つ一つ見ていった中でわかったことです。別にこれ自慢してるわけやないです。当局も真剣にこの人数の違いというのわかってください。13人であったのが18人と、5人も違うんです。こういったこと。議員側もそうです。これ上程

されてから何日たってますか。これ16日の日にわかったんです。特に行政のほうから、当局のほうから違いましたという話があったわけじゃないです。委員会の中でも、前段でも人数違いますよという話があったわけでもない。皆さん見てないんや、この大事な決算を。この決算書類何のためにあるんや、これ。誰も指摘しない。決算委員については自分から手挙げとんですから議員側もよく考えてください。これ誰も気がつかへん。そら気がついとってんかもわからん。気がついたら言うてほしい。なし、なし、なしで終わるんやなしに。見る気があるんかどうか俺にはわからへん。私見てるつもりでおるんですけど。そら、ほかに抜けがあったのかもわかりません。

今般も、議会の中でも、委員協議の中でも、一部街づくり課の話で、落札業者と違うところが工事やってる話してました。これ委員協議の中でも、委員からは何が悪いん、それと。落札した業者と違う業者がやったら普通はおかしいと思う。下手したら丸投げしとる可能性もあるんやということ言うても、土建屋さんの肩持つ委員の方がおられるかも知らんけど、何が悪いんと。もう大変よくわかった本年度の委員会でした。

本年度も、新庁舎の予算も、いろんな管理費で約7,000万円ぐらいかかっていると思います。この間の追加提案、総合公園の工事、1億円ちょっとという議決もありました。本当に無駄遣いなんか、無駄遣いでないのかよくわかりません。高値落札、90%以上の高値落札、95%以上となって、もう計算せんでもわかる、97%ぐらい。こんなことでええんかなと。住民の税金がおかしなことに使われとんちゃうんかという疑問さえある。

その中で、湯水のように金を使っても、教育委員会の話ししました。卒業記念品、中学校の印鑑ですか、35万円ぐらいのやつは、記念になるようなものは削除する。何か違うんちゃうかなと。その中でも、職員さんの記念品の話もありました。職員さんの記念品の時

計はええんかと、退職の。それは削除せえへんけど、中学校の印鑑は削除するんかと。何か違う。不思議に思わへんのかと、特に声を出して言いたい。25年度も決してこれ本当に納得できる決算になってません。

もう一つ言っときますけども、私ここの議員なってますけど、誰かに嫌われるためにここに出とるわけでもないし、まして誰かに好かれるためにこの場所に出てきとんちゃうんです。やっぱりええものはええ、悪いものはあかん、こうしたらええんちゃうかと言うために私この場所に立ってます。誰かに気に入られようとも、嫌われようともしてません。そんな小さいことでこんなとこ立ってない。好かれるんやったら簡単に好かれます。何でもはいはい言うときやいいんですから。ここで言うときまして反対の意見とします。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第 7 認定第2号 平成25年度

兵庫県太子町国民健康保険
特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第 8 認定第3号 平成25年度
兵庫県太子町介護保険特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

日程第 9 認定第4号 平成25年度
兵庫県太子町後期高齢者医
療特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第10 認定第5号 平成25年度
兵庫県太子町墓園事業特別
会計歳入歳出決算の認定に
ついて

○議長（橋本恭子） 日程第7、認定第2号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、認定第5号平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案4件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、認定第2号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年9月8日月曜日午前10時から午後4時10分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。質疑応答により、次のこと

を確認した。

①納税者が納付しやすくなるよう納期を8期から9期に変更したが、現年課税分の収納率は90.9%で、前年度比0.1ポイント低下している。26年10月2日からスタートするペイジーにより手軽に口座振替の申し込みができる環境を整えることによって口座振替の方を増やして、少しでも収納率が上がることを期待している。

②不納欠損額が前年比676万円増で、164件の42名分である。その内訳は、地方税法第15条の7の適用によるもので、無財産の場合が12件で5名。滞納処分により生活を著しく窮迫させるおそれがある場合が46件で15名。居所不明の場合が22件で4名。地方税法第18条の時効によるものは84件で18名であるとのこと。

③収入未済額は、26年7月31日現在、滞納世帯数が315世帯で605名。そのうち計画どおり納税している世帯は89世帯で185名、4カ月間の短期証を交付している。計画どおり納付していない世帯は154世帯で321名、納付の状況に応じて2カ月証、または1カ月証を交付している。ただし、18歳未満の生徒・児童については6カ月有効証を交付している。なお、1年以上全く納付がない世帯は40世帯で44名、10割負担の資格証明書で対応しているとのこと。また、滞納繰越分については、町税と一緒に国保税も徴収するケースが多く、町税と国保税にバランスよく振り分けて収納しているとのこと。

④特定健診については、25年度の対象者は5,976名で、受診者が1,591名、率にして26.6%。24年度が26.3%であったので、若干ではあるが受診率は上がっている。だが、受診率については、県の平均が32.3%で、太子町も25年度は32.8%を目標に取り組んだが、目標値には届かなかった。今後は、個々で健康診断を受けていただいたり、人間ドックに行っていただいたりして、少しでも早期発見に結びつく健診に足を運んでいただけるように知恵を絞っていきたいとのこと。また、

1,591名の受診者の中で特定の保健指導が必要な対象者は196名で、実際に受けられた方は70名であるとのこと。

⑤今後の国保広域化については、県で一つの組織をつくって運営をしていくという方向性で、保険料、保険税のあり方を含めた議論を進めていると聞いているとのこと。

⑥ジェネリック医薬品を使った場合の差額通知については、25年度2回通知を行い、計1,226通を発送した。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、認定第3号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年9月8日月曜日午前10時から午後4時10分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①不納欠損処理は2年の時効消滅によるもので、時効消滅に至った理由としては、死亡6名、転出5名、生活保護3名、職権削除2名の合計16名、418件であるとのこと。

②収入未済額は、25年度現年度分は64名、滞納繰越分の対象者は245名である。徴収率は現年度分98.8%、昨年度98.7%で、0.1%だが上昇している。ただ、対象となる65歳の方が年々増え、分母の数が増えるので、徴収率が少し上がっても、全体の数の計算上、収納未済額が若干増えているとのこと。

③介護予防教室委託料は、「太子の郷」と「まほろばの里」に年4回、合計8回の介護教室を開いてもらっている。対象者は、施設に入所されている方ではなく、一般町民で、その募集方法は、広報、老人会に回覧をお願い

いして募集をしている。8回の参加人数の合計は588名、1回平均当たり73.5名の方が参加しているとのこと。

④介護予防事業委託料は、社会福祉協議会に委託しており、保健福祉会館で「ぼかぼか教室」という名で、要支援になる前の方、まだ介護保険を使われていない予備群の方を対象に、健診や体操等により元気になっていただく事業で、25年度は239回教室を開き、合計延べ3,882名の方が参加されている。この教室が「いきいき100歳体操」に今後移行していき、介護予防の健康講座教室という形になるとのこと。

⑤生活機能評価事業委託料は、町内80歳以上の高齢者の方に毎年、70歳から80歳未満の方を3年に1回、健康状態について「まほろばの里」と「太子の郷」に委託し、それぞれの家庭を訪問してもらっている事業である。件数は延べ1,879件であったとのこと。

⑥27年度から始まる第6期介護保険事業計画については、介護を要する方は年々増えており、24年度から25年度を比較しても給付費は6,800万円ほど増えている。増加率で4.1%、認定率も6.8%、24年度から比べて増えている。この現状を踏まえた上で今ニーズ調査をしており、27年からの3年間の対象者の人数、介護に要する総事業費等を現在計算しているが、これらを踏まえると介護保険料は上げざるを得ないが、なるべく抑えた額になるよう介護保険計画の中で十分検討していきたいとのこと。

⑦居宅介護住宅改修費は、介護認定になっている方の住宅改修で79件。介護予防住宅改修費は、要支援の方の住宅改修で59件であるとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、認定第

4号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年9月8日月曜日午前10時から午後4時10分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①不納欠損は13件で、2名分である。その理由は時効によるもので、2名とも生活保護を受給されており、23年度分について時効としたとのこと。

②収入未済額は、25年現年度分78万9,885円で29名分、141件であるとのこと。

③26年8月29日に広域連合の議会があり、決算認定、補正予算の2件を原案どおり可決した。また、後期高齢者医療制度の保険料引き下げ等を求める請願が提出されたが、制度創設から既に5年が経過し、現在では十分定着しているので、請願は不採択となったとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、認定第5号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年9月8日月曜日午前10時から午後4時10分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答により、次のことを確認した。

①墓園管理費の中の需用費、修繕料は、水銀灯の球切れと落雷により墓園の時計が故障した際の修理代である。また、水銀灯のLE

D化については、一度経費比較した上で判断するとのこと。

②墓所返還還付金7基分についての返還理由は、墓を見る人がいなくなったことが大きな理由で、もう一つは墓を建てる予定がなくなってしまったということで返還となったとのこと。

③いただいた管理料で墓園の管理経費を全て賄うというのが基本的な考え方であるが、実際には新規購入や墓所返還等があり差が生じているとのこと。

④墓所は町内1,101基、町外300基、計1,401基が整備され、現在町内615基、町外296基、計911基の使用で、墓所残は町内486基、町外4基、計490基である。また、仮に残墓所が全部売れたとすると3億7,442万円の金額になる。なお、この残墓所の売却については、今後町内外の基数変更やお墓のあり方等を検討しながら調整していきたいとのこと。

⑤収入未済額16万5,000円については、16基分の管理料が未納になっている。未納分に関しては、まず督促状を送り、その後個別に訪問し、収納につなげていきたいとのこと。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

以上、御審議のほうよろしくお願ひします。

○議長（橋本恭子） 以上で福祉文教常任委員会委員長首藤佳隆議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第2号平成25年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 国民健康保険特別会計25年度の決算認定について、福祉文教常任委員会において時間をかけ審議されたものに対し、意見に反すものとなりますが、国民健康保険事業は、それぞれの各自治体により、福祉への理解、運営、財政、さらには住民の年齢、収入などの違いにより異なる。病気をしても安心して負担を軽くし、治療を受けることができる仕組みの事業。国や県により、支出金、医療給付費等、また交付金を受け、国民健康保険に対する税による予算化にし、運営されている。問題は、景気低迷が長引く中で、25年度安倍政権が掲げたアベノミクスによる経済政策、収入が増えない中、税の一体改革、医療制度の改革など、住民にとって医療費窓口負担、健康保険料が高過ぎ、払うにも払えない人が増加しているのが現実です。

決算は終わったということではありますが、今後のこともあり、賛成するわけにはまいりません。兵庫県29市11町、25年度調査データを見ると、太子町は全世帯約1万2,902世帯、人口約3万4,600人、国民健康保険加入者は約4,537世帯、加入人口8,197人。そこで、加入世帯の年間所得割合は、100万円未満2,022世帯、100万円から200万円までの世帯が1,214世帯、合わせて3,236世帯。加入者全体から見ると約72%を占めております。ほとんどの65歳以上の人は年金機構から振り込まれる年金から差し引かれる仕組みとなっている。生活がままならない人たちが増加し、無年金者、国民年金受給だけの人たちは支払いたくとも払えない状況が生まれ、滞納世帯数は2012年365世帯に対し、2013年、25年度は滞納が増加し、収納率も90.5%と他市町からしたら低い。一般会計から繰り入れられる1人当たりの繰入金、法定繰入分にしても、その総額にして、近隣8市7町からして、一

般会計 1 人当たりの繰入金が12番目と少ない。滞納収納率の向上で納税者に対し負担転嫁を避けるべきで、さらには健康診断の受診率向上、早期発見、重症化予防に努めて、医療給付削減を図り、滞納金の徴収努力に努めて、子ども医療費完全無料化を願いたい。

これは余談であります。9月11日の姫路市議会、厚生常任委員会で自民党提出の要望書と、また共産党が提出した請願が全会一致で採択をされており、この請願また要望書が10月2日の定例会最終日の本会議で採択される見込みであるとのことあります。

25年度決算認定を機に、先に述べた事柄に対し、安定した対応を図り、また本当の安心・安全の福祉医療の強まる予算を提示していただきたい。ということで、今回の決算認定に対しても反対をいたします。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第3号平成25年度兵庫県太子町介護保険特別会計歳入歳出決算の認

定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 介護保険決算認定についても、国民健康保険同様、反対討論とさせていただきます。

介護予防事業負担等に関し、社会福祉協議会と連携を図り、老人、お年寄りがいつまでも元気であるための健康体操、またさまざまな施策を講じながら、さわやか健康課としての役割を果たし、頑張っていただいております。

2011年の介護保険の制度改正で24時間対応の定期巡回・随時対応サービスが創設されたのですが、実施について、介護職員の待遇改善など、これからの高齢化社会に向けての不可欠の問題と認識しております。国の制度に対し、本当についていけるのか、決算を見ても不満が残るところであります。医療介護総合法に移転する方針を打ち出しましたが、市町村の反対に押され、それでサービス費の6割を占める介護予防、訪問介護、約1,084億円、介護予防、通所介護、1,724億円は2017年までに市町村が中心となって基盤整備を進めて移転となっております。

そこで、専門職によるサービス提供がボランティア等の非専門職によって提供されることで、要支援の症状の悪化や孤立化が進むと懸念されている。それと、一定以上所得者の2割負担は要介護1、2の排除に対し、そこで要介護3以上のかかなり高額介護サービス費の対象となり、負担部分の多くは相殺される。負担感の不公平により、今後介護保険利用者間で問題が生じる可能性があります。

25年度の決算から見ても、太子町は県下一、二の若い町といえ、高齢者の増加によ

り、24年度より給付費は4.1%、認定率6.8%と若干増えております。これから太子町も高齢化が進むことは免れないことで、そこで第6期介護保険事業計画で保険料の値上げが予想される。

国において医療、介護の法改正が審議され、社会保障の削減の政策づくりも強まっております、料金についても緩和されることは望めないことからして、ますます貧困の格差が広がり、介護保険料は年金給付にて支払えても、生活ができない人が出てまいります。国や県の顔色を見るのもいいのですが、何か独自の公的支援策を考え、保険料の自己負担を少しでも軽減されることなど、弱者の立場に立って、私はこのたびも反対いたします。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第4号平成25年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 先ほどの国民健康保険特別会計、さらにまた介護保険特別会計等に対する反対の理と同様で、後期高齢者医療制度に対しても反対といたします。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（橋本恭子） 挙手多数です。したがって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第5号平成25年度兵庫県太子町墓園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第11 認定第6号 平成25年度  
兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

日程第12 認定第7号 平成25年度  
兵庫県太子町水道事業会計  
決算の認定について

○議長(橋本恭子) 日程第11、認定第6号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認定第7号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案2件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長中薮清志議員。

○中薮清志議員 委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、認定第6号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年9月9日火曜日

午前10時から午後2時13分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。下水道事業について。

①揖保川流域下水道促進協議会負担金精算金とはとの質疑に、揖保川流域の下水道事業について、姫路市、たつの市、宍粟市、太子町の3市1町で構成している協議会で、平成25年度より負担金の支払いを廃止したことに伴う精算金であるとの答弁であった。

②兵庫西流域下水汚泥処理等清算金とはとの質疑に、兵庫県まちづくり技術センターが兵庫西スラッジセンター内の溶融炉の運転管理を委託している業者から提出された運転日報の排ガス濃度データの一部が過去から改ざんされていたことが昨年度判明した。委託契約に基づいて、ペナルティーとして各市町に返還された清算金であるとの答弁であった。この答弁に対して、議案上程時に概略説明をするべきであるとの意見が出た。

③揖保川流域下水道維持管理負担金が前年度比で2,500万円以上の増額となった要因はとの質疑に、水洗化率の上昇に伴う処理水量の増加であるとの答弁であった。

④兵庫西流域下水汚泥処理委託事業負担金(償還金)とはとの質疑に、兵庫県等流域関連団体が買い取る前の日本下水道事業団が兵庫西スラッジセンターを運営していたころの債務で、平成36年まで返済予定であるとの答弁であった。

⑤下水道工事跡舗装復旧工事外について、工事の詳細はとの質疑に、水道事業とあわせて発注して、(株)安木工業が落札した工事で、工事箇所は町内に点在し、総面積502平米で、下水道事業分は327平米であるとの答弁であった。

⑥下水道事業特別会計の公営企業会計への移行はいつごろで、現在の進捗状況はとの質疑に、総務省から平成31年をめどに公営企業会計への移行を要請する通知があった。現在の進捗状況は、当町から県内他市町へ公営企業会計への移行についてのアンケート調査の実施、職員の公営企業会計移行に向けての講

習会や研修会への参加及び下水道資産の精査を行っているとの答弁であった。

前処理事業について。

⑦太子前処理場の電気料金が前年度比で約100万円増額している要因についてはとの質疑に、月報をもとに委託業者に聞き取り調査をしたが、原因の究明には至っていないとの答弁であった。

⑧太子前処理場の硫化水素対策について、使用薬品名と水質基準はとの質疑に、大和薬品（株）で購入した苛性ソーダを使用している。水質基準は下水道法及び太子町下水道条例で規定されており、水素イオン濃度については、水素指数が5を超えて9未満と規定されている。しかしながら、皮革排水については硫化水素の発生頻度が高いため、県の指示により水素指数を9以上に調整して硫化水素の発生を抑えているとの答弁であった。

⑨太子町近隣に汚水の水質分析を委託できる業者はないのかとの質疑に、太子町近隣には業者がないため、水質分析の技術と設備を備え、かつ財政課へ登録している業者で入札をしているとの答弁であった。

(2) 審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件。議案番号、認定第7号。付託年月日、平成26年9月4日。件名、平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について。審査結果、認定すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。平成26年9月9日火曜日午前10時から午後2時13分。

3、審査経過及び結果。

(1) 審査経過。営業収益について。

①無効水量が4.9%増加した要因はとの質疑に、宅内配管の老朽化による漏水件数が増加したことが主な要因であるとの答弁であった。

②給水収益が前年比で約308万円減額となっているが、今後の動向はとの質疑に、年間総配水量は389万3,485立米で、前年比で約2万5,000立米減少している。全国的に同様と思うが、節水機器の普及が大きな要因と思われる。今後も人口減少が続く中で節水機器が増えれば、さらに給水収益の減少が考えられるとの答弁であった。

③水道管の老朽化、節水意識の高揚、節水機器の普及等によって全国的に給水収益が減少していけば水道料金の値上げにつながると思うが、簡単に値上げするべきではないと考える。太子町の考え方はとの質疑に、歳出の平準化を図るアセットマネジメントの推進や国庫補助の活用による起債の抑制等、地方公営企業法の改正を見据えながら考えたいとの答弁であった。

営業外収益について。

④営業外収益、受取利息及び配当金において、ユーロ円債等の資産運用を行わなかった場合の純損益はとの質疑に、昨年度はユーロ円債終了後に国債と大阪府債等を購入して運用を行ったが、資産運用を行わなかったら概算で約3,000万円の純損失が出ていたと思うとの答弁であった。

営業費用について。

⑤修繕工事収益の給水管破損修理が6件増加した要因はとの質疑に、平成25年度はガスパ管を入れる工事が多数行われ、事前立ち会いにもかかわらず竣工図どおりにガスパ管が入っていない箇所があり、掘削場所の誤りによる事故が多かったとの答弁であった。

⑥沖代土地賃借料、沖代井戸賃借料の今後の考え方はとの質疑に、予備水源的に自治会と個人より借りており、1日の稼働時間を決めて水をくみ上げて送水している現状があるため、まだしばらくはこういう状態が続く予定であるとの答弁であった。

⑦膜モジュールは5年交換で、交換費用も1億円必要という説明を過去に受けてきたが、今後の予定はとの質疑に、国において交換の基準年数は明確化されておらず、メーカ

一からは基本的に5年での交換を推奨されている。設置後5年か6年目に膜モジュールの点検を行ったが、老原の水が非常にきれいな水であったことから当時は交換不要と判断した。しかしながら、昨年度に再度点検をした結果、バースト圧の数値の低下、経年劣化等を鑑み、今年度にとりあえず回収系膜モジュールを交換する予定になっているとの答弁であった。

⑧未納料金対策実務研修会の内容はとの質疑に、大阪で9月12日から13日までの2日間開催された滞納者等々への対応方法等についての研修会で、1名の職員が参加したとの答弁であった。

(2)審査結果は、全員賛成により認定すべきものと決した。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で経済建設常任委員会委員長中薮清志議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の認定第6号平成25年度兵庫県太子町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 下水道事業特別会計の25年度決算に対する反対の意見を述べる。

下水道事業内容そのものにおいて、前処理場事業会計も一体となっている。今後の前処理場施設の老朽化により、部品、機械など修理にいろいろな策を講じ、削減に努力されるとしておりましたが、25年度事業支出済額が

8,257万1,625円と予算が使われ、この事業を継続していく上において、前処理場施設の老朽化がひどく、25年度も機械施設修理に168万9,765円必要とし、歳出しております。太子町の財政としては頭が痛いことであります。25年度の決算から見ても、この事業はどうあれこうあれ行く所まで行くという予算が課せられておりますが、今回生污泥搬送計画事業認可を図り、その実現により、施設の老朽化に伴い、修理更新費用を少しでも抑えるものであるとの説明であったが、そのことによって本当に設備の更新工事がなく、1,000万円を削減しても、これはこれで当たり前のことであります。本来の地場産業の活性化支援に結びつけようとするなら、さらなる経費節減に向け、同じ方向性を持って、業者と行政が一体となって努力しなければならない。住民にとって大切な血税を投入していることに問題があります。担当職員任せの解決だけでなく、ここでお互いに体を張って何度でも同じテーブルに着き、解決策を講じることが税の負担、また平等性から見て必要と考えます。よって、反対いたします。

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋本恭子） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(橋本恭子) 挙手多数です。したがって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、上程中の認定第7号平成25年度兵庫県太子町水道事業会計決算の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 討論なしと認めます。これから認定第7号を採決します。この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(橋本恭子) 挙手全員です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第13 委員会の閉会中の継続審査について

○議長(橋本恭子) 日程第13、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各委員会委員長から、請願第8号から請願第10号について目下委員会において審査中のため、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第14 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(橋本恭子) 日程第14、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

以上、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋本恭子) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第4回太子町議会定例会(第451回町議会)を閉会します。

(閉会 午前11時37分)

~~~~~

議長挨拶

○議長(橋本恭子) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る9月1日の招集以来、本日までの22日間でしたが、この間議員各位には、一般会計、特別会計等決算認定を初め、条例の改正、各会計の補正予算、人事案件など、多数の重要案件をそれぞれ終始御熱心に御審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意をあらわしますとともに、衷心より厚くお礼申し上げる次第でございます。特に一般会計決算委員会の委員各位には、長時間にわたり精力的に御審議を賜りました御労苦に対して、重ねて謝意をあらわす次第でございます。

また、町長初め町当局各位の議会審議に寄せられました御協力に謝意をあらわすとともに

に、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望等につきましては、今後の町政執行の上に十分に反映されますよう強く望むところであります。

そろそろ収穫の季節となつてまいりましたが、議員各位にはこの上とも健康に留意されまして、町勢発展のため一層の御精励を賜りますようお願い申し上げ、まことに簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（北川嘉明） 平成26年第4回太子町議会定例会（第451回町議会）が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る9月1日に開会されました今期定例町議会におきましては、同意案件を初めとする各重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に御議決いただきましたことに深く感謝を申し上げます次第であります。

さらに、御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力し

てまいる所存であります。

木々の葉も日ごとに秋色が濃くなり、朝夕は涼しさを感じる心地よい季節を迎えました。議員各位におかれましては御健康に御留意いただき、町行政のさらなる振興に一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げ、定例町議会の閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 橋 本 恭 子

署名 議員 中 島 貞 次

署名 議員 服 部 千 秋

署名 議員 井 村 淳 子